

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

後期高齢者医療の「保険証」が新しくなります

75歳以上の方(一定の障害のある方は65歳以上)が現在お持ちの保険証は有効期限が平成21年7月31日までになっており、8月1日から保険証が新しくなります。加入者の皆様には7月末頃、新しい保険証を送付いたします。申請手続きの必要はありません。

8月1日以降は、必ず新しい保険証を医療機関に提示してください。また、保険証は、被保険者の所得に応じて、自己負担割合が1割の方と3割の方がおりますので、ご確認ください。

<現在お使いの保険証>

(有効期限)

平成21年7月31日まで

<注意>

8月1日以降は使用できません



<新しい保険証>

(有効期限)

平成21年8月1日から

平成22年7月31日まで(1年間)

※7月末に、ご自宅へ郵送します

※現在お使いの保険証は8月1日以降は使用できませんので、新しい保険証が届きましたら最寄りの市役所窓口に戻却していただくか、ご自分で裁断するなどして破棄していただくようお願いします。

現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

平成20年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の食事代と1か月の医療費自己負担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

現在、交付を受けている方で、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方については、8月1日から有効となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証と一緒に送付いたします。送付された方は、以前の認定証を使用しないでください。

なお、現在交付を受けていない方、または該当になっていない方で、8月1日から限度額適用・標準負担額減額認定の対象となる方には、申請書を送付いたします。

【長寿医療制度全般に関するお問い合わせ】

秋田県後期高齢者医療広域連合 総務課

TEL018(838)0610

【長寿医療制度の各種申請、届け出に関するお問い合わせ】

仙北市市民課 国保年金係

TEL(43)3307

後期高齢者医療の保険料決定通知が7月中旬に届きます

平成20年中の所得に応じて確定した後期高齢者医療の保険料をお知らせする通知書が、加入者の皆様に送付されます。保険料の納め方は、特別徴収(年金天引き)と普通徴収(口座振替または納付書)の方がおりますので、ご確認ください。

年金天引きになっている方は口座振替に変更できます

後期高齢者医療の保険料は、原則として年金から納めていただくことになっておりますが、次の窓口で申請することで、特別徴収(年金天引き)から口座振替に変更することができます。詳しくは、税務課までご相談ください。

●申請窓口 田沢湖庁舎 … 税務課 ※各出張所でも申請できます。

角館・西木庁舎 … 総合窓口課

●手続きに必要なもの 印鑑、口座振替依頼書の写し

※あらかじめ金融機関において口座振替依頼手続きを済ませてください。

※すでに口座振替を申し込んでいる方は、口座振替依頼書の写しは不要です。

保険料の軽減措置が変わりました

● 所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等（基礎控除後）に応じて、所得割額が軽減されます。

被保険者本人の総所得金額等	軽減割合
58万円以下 (年金収入のみの場合は、153万円～211万円以下)	5割

● 均等割額の軽減

所得の低い世帯の方は、世帯主及び被保険者の所得に応じて、保険料の均等割額が軽減されます。世帯主及び被保険者の総所得が330,000円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の方（その他所得がない方）は、**均等割額が9割軽減**されます。

また、**7割軽減に該当する方を8.5割軽減とする措置**が、平成21年度も継続されることになりました。

世帯主及び被保険者の総所得金額が下記基準を超えない世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
基礎控除額(330,000円)	7割→8.5割	5,700円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、その他所得がない	9割	3,800円
基礎控除額(330,000円)+245,000円 ×被保険者の数(世帯主である被保険者を除く)	5割	19,200円
基礎控除額(330,000円)+350,000円 ×被保険者の数	2割	30,700円

後期高齢者医療加入前に、“家族の社会保険等の扶養家族になっていた方”については、保険料の軽減措置があります。

＜注意＞ ※国民健康保険(国保)と国民健康保険組合(国保組合)に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。

家族の社会保険等の扶養家族になっていた方は、制度への加入時から2年間、均等割額が5割軽減され、所得割額は課されません。

※上記の方は特例措置により、平成21年4月から平成22年3月分までの保険料については、均等割額が9割軽減されます。軽減を受けるための申請などは必要はありません。

【軽減措置前】

平成21年度保険料
均等割額 38,426円



【9割軽減後】

平成21年度保険料
均等割額 3,800円

【保険料の算定、金額に関するお問い合わせ】

秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課

TEL018(853)7155

【保険料の納め方に関するお問い合わせ】

仙北市税務課

TEL(43)1117